短期入所事業所　必見！！

NEW！

船橋市

医療的ケア者(児)の短期入所加算事業補助金のお知らせ

★どんな補助金？

医療的ケアを必要とする障害者・障害児の受け入れ実績に応じて、短期入所事業所に補助金をお支払いします！(医療型・福祉型どちらも対象です。)

★なぜ？

これまで、医療的ケアがあることで短期入所(ショートステイ)を利用しづらいという声がありました。障害者・障害児の方を介護しているご家族等の負担軽減のため、人件費等の一部を補助することで事業者の受入体制の整備を促進します！

★誰が補助金をもらえる？

医療的ケアを必要とする障害者・障害児(船橋市援護の方)を受け入れる市内の短期入所事業所。
船橋市から障害福祉サービス(短期入所)の指定を受ける必要があります。

★どんな人が補助金の対象となる？いくらもらえる？

〇補助額

日額(12000 円・7000 円・5000 円のいずれか)×利用日数

※利用者1人あたり上限 60 日

12,000 円	7,000 円	5,000 円
人工呼吸器の管理	鼻咽頭エアウェイ	ネブライザー
気管切開	吸引	血糖測定
酸素療法	経管栄養	痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与、又は迷走神経刺激装置の作動等の処置
中心静脈カテーテル	皮下注射	
	継続的な透析	
	導尿	
	排便管理	

注)利用者が自身で行うインシュリンや事業所が関与しない透析などは対象外。
短期入所特別支援(強度行動障害)加算事業補助金を受給する場合は対象外。

詳しくは…船橋市のホームページをご覧ください。二次元コードからもご覧いただけます。
「船橋市医療的ケア者(児)の短期入所加算事業補助金について」で検索！
https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/shougaisha/003/01/p135670.html

≪お問い合わせ先≫
船橋市役所　障害福祉課　計画係
TEL　047−436−2307　　FAX　047−433−5566
E-mail:shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp